

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

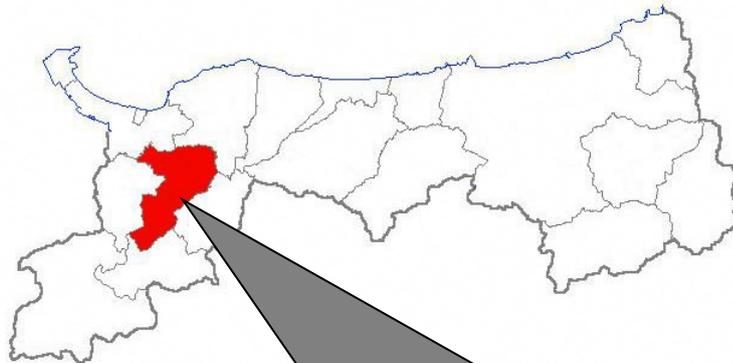
1. 現状

(1) 地域の災害等リスク

①地域の概要・立地

伯耆町は鳥取県の西部にあり、県庁所在地の鳥取市から約 100 km、県西部の中心都市である米子市から約 8 km の距離にあり、大山隠岐国立公園の中心である大山の西麓に位置している。町の東側は大山町及び江府町、西側は南部町、南側は日野町、北側は米子市及び大山町にそれぞれ接し、面積は 139.44 km<sup>2</sup> である。

町内を県下三大河川の一つである日野川が南北に流れ、その流域に平坦部を形成している。東部から北東部にかけては、大山山麓の形成する柵水高原から水無原に連なる高原地帯となだらかな丘陵地が広がり、南東部は溪谷状をなしており、南部から南西部にかけては中国山地の連山に囲まれた山間地を形成している。



伯耆町(令和4年3月1日現在)  
面積 139.44 km<sup>2</sup> 人口 10,595 人  
人口密度 75.98 人/km<sup>2</sup>  
世帯数 3,869 世帯 平均世帯人数 2.73 人/世帯

②気象概況

伯耆町の気象は、日本海型に属する。さらに、小気候区の立場から分類すると平野部は山陰型気候区で、山間部は中国山地気候区になる。気象現象では、梅雨期、台風期のほか冬期も降水量が多くなるという特徴がある。年平均気温は平野部で 12~14 度、山間部で 10~12 度である。また、年間降水量は平野部で 1,800 mm、山間部では 2,000 mm を超える。年最深積雪は平野部で 40~50 cm、山間部で 80~100 cm、大山周辺の標高の高いところは 150 cm を超える。

③災害リスク

伯耆町で主として想定される災害は、台風、大雨を要因とする風水害、土砂災害、大雪による雪害、地震、及び感染症である。

(洪水：ハザードマップ)

伯耆町のハザードマップによると、町内を流れる日野川、野上川に沿って 0.5 m 以上の浸水エリアが点在しているが、特に谷川集落から吉定集落にかけては最大で 5 m 以上の浸水が予想されている。

また、最大規模の降雨により日野川が氾濫した場合、町内の主要道路が寸断されることが予想され、経済活動の停滞が予想される。

(土砂災害：ハザードマップ)

伯耆町ハザードマップによると、山間の日光地区、二部地区、溝口地区、八郷地区を中心に土砂流等の土砂災害が生じる恐れがあり、多くの事業所がある溝口地域の日野川沿いの一部も土砂災害警戒区域となっている。

(地震：伯耆町地域防災計画)

鳥取県内では繰返し規模の大きな地震が発生しており、伯耆町内においても震災リスクは相当程度存在している。昭和年代以降の鳥取県内におけるマグニチュード (M) 5 以上の地震発生状況は以下のとおり。

昭和18年 (1943年) 3月4日	鳥取沖	M6.2 (最大)	鳥取市、気高・岩見・八頭の各郡、特に、海岸に小被害、軽傷11、建物 (含む：非住家・塀等) 倒壊68、同半壊515。
昭和18年 (1943年) 9月10日	鳥取地震 (鳥取付近)	M7.2	鳥取市の被害は全体の約80%に達する。特に、沖積地の被害が大。死者1,083人、家屋全壊7,485戸
昭和24年 (1949年) 1月20日	兵庫県北西部	M6.3	震央に近い照来町で土蔵の屋根の移動、壁の落下。温泉町で家屋傾斜数戸。浜坂町で小被害。
昭和30年 (1955年) 6月23日	鳥取県西部	M5.5 (最大)	日野郡根雨町 (当時、現日野町) 付近で石垣の破損・落石・橋の脚台破損等の小被害。
昭和58年 (1983年) 1 0月31日	鳥取県中部	M6.2 (最大)	負傷者約10人、倉吉市東庁舎 (鉄筋コンクリート3階建) の柱に剪断破壊が生ずるなどの被害があった。
昭和60年 (1985年) 7月2日	大山付近の群発地震	M5.1	空白域である大山に発生した群発地震で、関金町野添で鳴動が聞かれた。
平成元年 (1989年) 1 0月27日	鳥取県西部	M5.5 (最大)	被害総額1千万円、鎌倉山南方活断層に直行する地下断層の地震である。以前の地震活動空白域に発生した。
平成2年 (1990年) 1 1月21日	鳥取県西部	M5.2 (最大)	1989年の地震活動を北西方向へ拡大するように地震活動が活発化した。
平成3年 (1991年) 8月28日	鳥取県東部	M5.9	一部破損5。松江市で50年ぶりに震度4を記録した。米子市でも震度4を記録し、小被害を与えた。約10時間前に鳥取県西部の地震域の北西端にM4.4の地震が発生している。
平成9年 (1997年) 9月4日	鳥取県西部	M5.1 (最大)	一部断水が生じたり、屋根瓦の破損や墓石の倒壊が見られたが、目立った被害は見られなかった。
平成12年 (2000年) 1 0月6日	鳥取県西部	M7.3 (最大)	鳥取県西部を震源とする地震。境港市、日野町で最大震度6強を観測。 旧岸本町では、住家半壊43棟、一部損壊879棟の被害が発生し、また、旧溝口町では、人的被害4名 (重傷者1名、軽傷者3名)、住宅全壊48棟、住家半壊204棟、一部損壊755棟の被害が発生し、災害救助法が適用された。
平成28年 (2016年) 1 0月21日	鳥取県中部	M6.6 (最大)	平成28年10月21日午後2時7分、鳥取県中部 (三朝町) を震源とする鳥取県中部地震 (マグニチュード6.6) が発生 伯耆町：震度4 住家一部損壊 (10%以上20%未満) 2棟 住家一部損壊 (10%未満) 8棟

(伯耆町防災計画より)

また、町内で震度 6 強の揺れを観測する直下型地震が生じた場合の被害想定は以下のとおりである。

想定する地震	想定項目	地震想定内容
	断層	鳥取県西部地震断層
	規模	マグニチュード 7.3、震度 6 強
	発生時刻	冬 午後 6 時
被害想定	想定項目	被害想定内容
	人的被害	死者 数名、負傷者約 30 人
	建物被害	全壊 約 60 棟、半壊約 310 棟

(参照：鳥取県地震・津波被害想定調査報告書（平成 30 年）)

(感染症等)

新型コロナウイルス感染症等が流行（地域での流行や世界的な流行）した場合に想定される影響は次のとおりである。

①人員

- ・経営者・従業員やその家族の感染による出勤率の低下による事業停止
- ・学校等休校に伴うこの世話等により従業員の出勤不能による生産性低下

②製造・仕入

- ・事業所内クラスター発生による操業停止
- ・原材料・資材・部材等の不足、納入遅延、価格高騰
- ・営業自粛・営業時間短縮要請による事業停止

③事業継続への影響

- ・長期間の売り上げ低下に伴う資金繰りの悪化
- ・本人または家族の感染に伴う従業員の出勤停止
- ・感染症罹患に伴う風評被害

**(2) 商工業者の状況（令和 3 年度商工会実態調査より）令和 3 年 4 月 1 日現在**

- ・商工業者数 284 事業所
- ・小規模事業者数 243 事業所

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
卸売業	8	8	町内各地に点在している
小売業	54	40	町内各地に点在している
建設業	52	49	町内各地に点在している
製造業	37	31	町内各地に点在している
宿泊業、飲食業	43	41	大山山麓地区に多く分布している
サービス業	73	61	町内各地に分布している
その他	17	13	町内各地に分布している
合計	284	243	

**(3) これまでの取組**

ア 伯耆町の取組

- ・地域防災計画の策定（最終改訂 令和 3 年 3 月）
- ・防災備品の備蓄
- ・災害時の応援協定を締結（29 協定、国県等との相互連携協定含む）
- ・自主防災組織の資機材購入等に対する補助

イ 伯耆町商工会の取組

- ・災害時における地域商工業者の被災情報の収集
- ・事業者 B C P に関する国・県の施策周知

- ・民間損害保険会社と連携した損害保険の活用促進（ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、商工貯蓄共済等）
- ・鳥取県商工会連合会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県3者での大規模自然災害発生時における各種支援協定を締結（令和元年8月20日）

## 2. 課題

- ・緊急時の対応及び協力体制について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。
- ・小規模事業者における個社別BCP計画策定が進んでいない。

## 3. 目標

- ・伯耆町地域内の小規模事業者に自然災害リスクや感染症等リスクを周知し、事前対策の必要性を認識させる。
- ・民間損害保険会社と連携した損害保険の活用促進（ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、商工貯蓄共済等）
- ・発生後速やかな復興支援策が行えるよう、また地域内において感染症まん延期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、災害対応体制、関係機関との連携体制、小規模事業者の被害情報収集・連絡体制を平時から構築する。

## 4. その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鳥取県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

**(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間**（令和4年7月1日～令和9年3月31日）

#### **(2) 事業継続力強化支援事業の内容**

伯耆町商工会と伯耆町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### **ア 事前の対策**

以下のとおり伯耆町商工会と伯耆町が事前の対策に取り組み、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

##### ① 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等リスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会報や伯耆町広報誌、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性あり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

##### ② 小規模事業者のBCP策定支援

- ・小規模事業者のBCP策定状況を把握するとともに、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的

な訓練等について指導及び助言を行う。

- ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

### ③商工会自身の事業継続計画の作成・見直し

- ・伯耆町商工会は、令和4年度内に事業継続計画の見直しを予定。

### ④関係機関等との連携

- ・連携協定を結ぶ損害保険会社と連携した、小規模事業者に対する災害リスクの周知、事業者BCPの策定支援を実施。
- ・感染症に関しては、収束時間が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

### ⑤フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・伯耆町商工会と伯耆町で事業者BCPの推進について検討する場を設け、状況確認や推進方策等について協議する。

### ⑥当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害の具体的な想定（震度5以上の地震、河川の氾濫等）により、伯耆町総合防災訓練に積極的に参加するとともに、伯耆町と伯耆町商工会との連絡ルートの確認等を行う。

## イ 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助及び被災者の災害救助が第一であることを踏まえた上で、下記のとおり地区内の事業者支援対策を実施する

### ①応急対策の実施可否の確認

- ・伯耆町商工会は、発災後速やかに職員の安否を確認（メール等の情報手段を利用して安否や業務従事の可否を確認）し、その状況及び体制について伯耆町と共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の検温、手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、鳥取県又は伯耆町における感染症対策本部が示す対策方針による感染症対策を行う。

### ②応急対策の方針決定

- ・伯耆町は、伯耆町商工会と家屋被害や道路状況等大まかな被害状況を随時共有する。
- ・伯耆町商工会は、地域内の事業者の大まかな被害状況を伯耆町と共有する。
- ・伯耆町商工会と伯耆町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、災害規模に応じて必要な体制をとる。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・伯耆町商工会は、職員全員が被災する等により地域内の事業者への応急対策ができない場合、対応可能な職員をふまえ、業務の優先順位に応じて役割分担を決める。

(※被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域内 10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。</li><li>・地域内 1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域内の事業所と連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域内 1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。</li><li>・地域内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡がとれない地域については、大きな被害が生じているものとする。

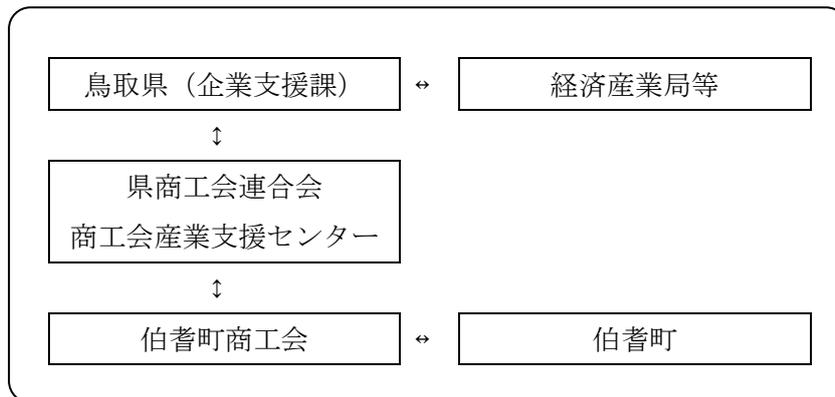
### ウ 被害状況の県への報告

・伯耆町商工会は、事業者の被害状況に係る情報を、鳥取県商工会連合会を通じて、県（商工労働部企業支援課）に報告する。

#### 【報告項目】

事業所名、所在地、業種、被害の状況、対応内容、復旧見込、被害額（把握可能な場合）

#### ■事業者の被害状況に係る連絡ルート



### エ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地域内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みをあらかじめ構築する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、伯耆町商工会と伯耆町が共有した情報を鳥取県の指定する方法にて伯耆町商工会又は伯耆町より県へ報告する。

### オ 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援

- ・伯耆町と伯耆町商工会は、相談窓口の開設について相談する（伯耆町商工会は、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する）。
- ・地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・伯耆町と伯耆町商工会は、応急時に有効な被災事業者施策（国や鳥取県、伯耆町等の施策）について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

**カ 地域内小規模事業者に対する復興支援**

- ・ 伯耆町、伯耆町商工会、鳥取県等関係機関で協議の上、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、鳥取県商工会联合会・鳥取県商工会議所联合会・鳥取県が締結した「大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定」(令和元年8月20日締結)に基づき、他の地域からの応援派遣等を県や他地域の商工会・商工会議所等に相談する。

**キ その他**

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鳥取県へ報告する。

(別表2)

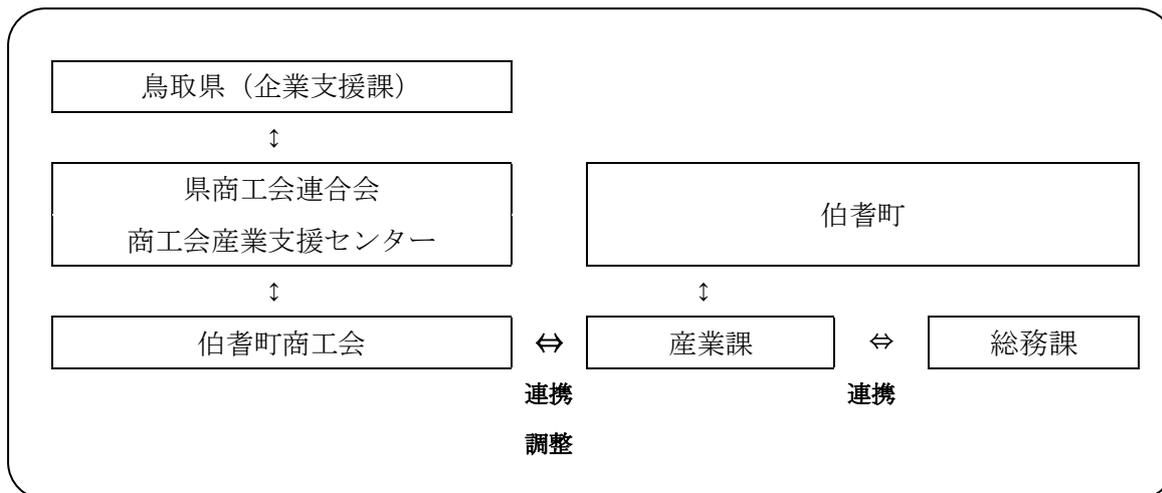
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年3月現在)

(1) 実施体制 (伯耆町商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/伯耆町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/伯耆町と伯耆町商工会の共同体制/経営指導員の関与体制等)

伯耆町商工会：事務長1名、経営支援専門員1名、経営支援員2名 計4名  
伯耆町役場：産業課3名、総務課1名 計4名



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名：坂東あゆみ

連絡先：0859-68-2174

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組みの企画や実行
- ・災害リスクの周知、事業所BCPの策定支援等の進捗管理、見直し

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①伯耆町商工会

〒689-4135 鳥取県西伯郡伯耆町押口 92-2

TEL：0859-68-2174 / FAX：0859-68-3953

E-mail：[houki-sci@tori-skr.jp](mailto:houki-sci@tori-skr.jp)

②伯耆町役場 産業課

〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長 37-3

TEL：0859-68-4211 / FAX：0859-68-3866

E-mail：[cis@houki-town.jp](mailto:cis@houki-town.jp)

(4) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣事業	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
鳥取県交付金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載する

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
③ ② ③ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
③ ② ③ ・	
連携体制図等	
① ② ③	